

社会福祉法人尾道厚生会役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人尾道厚生会（以下「この法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準及び報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、次の報酬を支給する。ただし、地方公共団体の職員には、報酬を支給しないものとする。

(1) 役員等報酬

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号に定める額とする。

(1) 報酬 別表第1に定める額

(2) 役員等が職務のため出張をしたときは、社会福祉法人尾道厚生会給与規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、当該会議に出席又は、法人及び施設業務のための出勤した都度、支給する。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人から申出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年6月27日から施行する。

この規則は、平成30年3月28日から施行し、改正後の社会福祉法人尾道厚生会役員等の報酬規程の規定は平成29年4月1日から適用する。

別表第1（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

区 分	日 額
評議員会への出席	3,630円
上記の他, 法人及び施設業務のための出勤	3,630円

（2）理事

区 分	日 額
理事会への出席	3,630円
上記の他, 法人及び施設業務のための出勤	3,630円

（3）監事

区 分	日 額
監事監査等への出席	3,630円
上記の他, 法人及び施設業務のための出勤	3,630円